

公益社団法人日本動物学会 定款一部改正案 新旧対照表

令和 8 年 9 月 4 日社員総会付議予定

※改正のない条項は省略しています。

条項	現行	改正案	備考
表題下	令和 6 年 9 月 13 日 改正	令和 8 年 9 月 4 日 一部改正	改正日を更新
第 7 条第 2 項	2 前項の会員のうち一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	2 前項の会員のうち一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員の総数を基礎として、おおむね 30 人につき 1 人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	代議員制度の導入
第 7 条第 3 項	(新設)	3 代議員を選出するため、一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。	代議員選挙の根拠
第 7 条第 4 項	(新設)	4 代議員は、一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員の中から選ばれることを要する。一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。	代議員の被選挙資格
第 7 条第 5 項	(新設)	5 第 3 項の代議員選挙において、同項に定める会員は、等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。	選挙権の平等、理事会による選出禁止
第 7 条第 6 項	(新設)	6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、7 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。	代議員選挙の時期、任期、訴権行使時の地位
第 7 条第 7 項	(新設)	7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。	補欠代議員
第 7 条第 8 項	(新設)	8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。 [1] 当該候補者が補欠の代議員である旨 [2] 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名 [3] 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠	補欠代議員選挙時の決定事項

条項	現行	改正案	備考
		の代議員相互間の優先順位	
第 7 条第 9 項	(新設)	9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。	補欠代議員候補者の効力期間
第 7 条第 10 項	(新設)	10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。 [1] 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等） [2] 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等） [3] 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等） [4] 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等） [5] 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等） [6] 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等） [7] 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等） [8] 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）	会員の閲覧等の権利
第 7 条第 11 項	(新設)	11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。	会計監査人非設置法人であることを踏まえた規定整備
第 14 条第 4 号	(4) 社員の除名	(4) 会員の除名	第 11 条との整合
第 16 条第 2 項	2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。	2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。	誤記修正
第 19 条第 2 項第 1 号	(1) 社員の除名	(1) 会員の除名	第 11 条との整合
第 22 条第 2 項	2 理事のうち 1 名を会長とする。	2 理事のうち 1 名を会長、若干名を副会長とする。	副会長の位置づけを明記
第 24 条第 2 項	2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、業務執行理事として理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。	2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、業務執行理事として理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。副会長は、会長を補佐する。	副会長の職務を明記
第 24 条第 3 項	3 理事長及び理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	法人法上の報告義務対象を明確化
第 36 条第 1 項	第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	認定法施行規則改正に伴う文言整備
第 36 条第 3 項	3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。	3 第 1 項の書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。	同上
第 37 条第 1 項第 4 号・第 5 号	(4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書	(4) 損益計算書（正味財産増減計算書もしくは活動計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書もしくは活動計算書）の	文言整備

条項	現行	改正案	備考
		附属明細書	
第 37 条第 3 項第 4 号	(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類	認定法施行規則改正に伴う文言整備
第 38 条	(公益目的取得財産残額の算定) 第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。	第 38 条 削除	根拠規定削除に伴う削除
第 43 条	第 43 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。	第 43 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。	認定法改正に伴う引用条文番号の修正
第 44 条	第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に掲げる法人に贈与するものとする。	第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。	認定法改正に伴う引用条文番号の修正及び重複表現の修正
第 45 条第 3 項	3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。	3 重要な職員は、理事会の決議により任免する。	重要な使用人の選任・解任に係る理事会決議事項として整理
附則第 4 項	(新設)	4 令和 8 年 9 月 4 日 一部改正	改正日
附則第 5 項	(新設)	5 前項の改正は、令和 10 年 8 月 1 日から施行する。	施行日
附則第 6 項	(新設)	6 改正後第 7 条に規定する最初の代議員選挙は、令和 10 年 7 月に実施する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、理事会の決議により別に実施時期を定めることができる。	初回代議員選挙
附則第 7 項	(新設)	7 前項の代議員選挙の実施に必要な手続は、第 5 項の施行日前に行うことができる。	施行日前の準備手続

代議員制度導入後の定款細則及び代議員選挙規程の整備について

今回の定款一部改正案では、社員総会の構成を、現在の全社員による方式から、会員の中から選出される代議員をもって構成する方式へ変更することを提案しています。

代議員制度は、社員総会の円滑な運営を図るとともに、各支部・各会員層の意見を法人運営に反映しやすくすることを目的とするものです。定款では、代議員を法人法上の社員とすること、代議員の選挙権・被選挙権、任期、補欠代議員及び会員の権利等の基本事項を定めます。

一方、代議員選挙の具体的な実施方法については、定款細則の改正及び代議員選挙規程の新設により定める予定です。

定款細則の改正では、主に次の事項を定める予定です。

- 代議員の選出は支部単位で行い、各支部の選出数は、対象となる会員数を基礎として理事会が定めます。
- 代議員選挙は、理事候補者、監事候補者及び支部代表委員の選出後に実施します。
- 理事候補者、監事候補者及び支部代表委員に選出された者は、代議員の被選挙人とはしない方向で整備します。一方で、代議員選挙の選挙権については制限せず、これらの者及び当該選挙時点で理事又は監事である者も、対象となる会員である限り、代議員選挙に投票できるものとします。

また、代議員選挙規程では、選挙の実施手続について、主に次の事項を定める予定です。

代議員選挙は、2年に1度、役員改選年度の7月に実施します。

- 選挙は支部ごとに行い、各支部で定められた選出数の範囲内で連記無記名投票により行います。
- 得票数の多い者から順に当選者とし、得票同数の場合の取扱いについても規程で定めます。
- 選挙の管理は選挙管理委員会が行い、選挙結果は会員に公表します。
- 代議員が任期途中で欠けた場合に備え、必要に応じて補欠代議員候補者を定めることができるものとします。

最初の代議員選挙は、令和10年7月に実施する予定です。この選挙により選出された者は、令和10年8月1日の定款改正施行日をもって代議員に就任します。これにより、令和10年度定時社員総会からは、選出された代議員をもって社員総会を構成する予定です。

なお、今回の社員総会でお諮りするのとは、代議員制度導入の根拠となる定款一部改正です。定款細則の改正及び代議員選挙規程の新設については、定款改正が承認された場合に、理事会において具体的に整備する予定です。

公益社団法人 日本動物学会 定款

令和 8 年 9 月 4 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は公益社団法人日本動物学会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 3 条 この法人は、理事会の議を経て必要な地に支部を置くことができる。

2 支部については細則で定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、動物学に関する研究についての発表、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、動物学に関する研究の進歩と普及を図り、もって学術の発展と科学・技術の振興に寄与するとともに、動物学の推進、動物学教育の推進、社会との連携の推進、動物学研究の助成、国際協力の推進を図り人類福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会、支部例会、及び講演会等の学術的会合による動物学研究の推進事業
- (2) 学会誌および学術図書、その他の学術資料の刊行による動物学研究の普及事業

- (3) 国内外関連学会等との連携および協力ならびに社会連携の推進事業
- (4) 研究の奨励および研究業績の表彰による学術の発展と科学・技術の振興事業
- (5) 動物学に関連する教育および知識の普及活動等の表彰等による社会教育の推進事業
- (6) 動物学に関連する研究助成事業
- (7) 動物学に関連する国際協力の推進事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号および第 6 号の事業は本邦、同項第 3 号、第 7 号および第 8 号本邦および海外において行うものとする。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 7 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し、この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 小中高教員会員 小中高等学校またはこれに準ずる学校の教職員として勤務し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (4) 高齢会員 満 65 歳以上で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (5) 永年会員 70 歳以上の会員であり、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (6) 海外会員 この法人の目的に賛同して入会した海外の個人
- (7) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した公共性のある団体

(8) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人、法人または団体

2 前項の会員のうち一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員の総数を基礎として、おおむね 30 人につき 1 人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 代議員を選出するため、一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員の中から選ばれることを要する。一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、同項に定める会員は、等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、7 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。))。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

[1] 当該候補者が補欠の代議員である旨

[2] 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

[3] 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

[1] 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

[2] 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

[3] 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

[4] 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

[5] 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

[6] 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)

[7] 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

[8] 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第 8 条 会員として入会を希望する者は、理事会が定める入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 9 条 会員はこの法人の活動に必要な経費に充てるために、社員総会において定める会費規程に基づき入会金および会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

(退 会)

第 10 条 第 7 条に定めるこの法人の会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会ができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則、規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 12 条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 9 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき

(2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人あるいは団体が解散したとき

2 会員がその資格を喪失したときには、この法人に対する権利を失い。義務を免れる。ただし、第 9 条を含めて未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 社会員の除名

(5) 解散、合併および残余財産の処分

(6) 前号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類および開催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面ををもつて、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(議 決)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

- (1) 社会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使及び書面議決)

第 20 条 社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表

決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議で選任された議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員の選任

(役員等の定数)

第 22 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、若干名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員等の選任等)

第 23 条 理事会は会長、副会長を選定及び解職する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び法

人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、業務執行理事として理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。副会長は、会長を補佐する。

3 代表理事長理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員等の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、理事の任期は、引き続き 2 期を超えることはできない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社

員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

（役員等の報酬）

第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員等の損害賠償責任の一部免除）

第 29 条 この法人は、理事会の決議によって、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 29 条の責任の免除

3 この法人が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して、株主などとしての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在理事数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長に当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 35 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長と監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載したその他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了する

までの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書もしくは活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書もしくは活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事報酬の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを事項について記載した書類その他法令で定める書類

~~(公益目的取得財産残額の算定)~~

第 38 条 ~~会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。~~削除

第 8 章 基 金

(基金の募集)

第 39 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第 9 章 定款の変更, 合併及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合 併 等)

第 41 条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることが

できる。

2 前項の合併等を行うときには、予めその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 43 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 ~~17~~ 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 ~~20~~ 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に~~掲げる法人に~~贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て理事会の決議により任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告によるものとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は長濱嘉孝、業務執行理事は阿形清和、玉手英利、寺北明久、高橋孝行、見上一幸、岡良隆、内山 実、七田芳則、高橋純夫、飯田弘、小泉修、植木龍也、浅見崇比呂、松島俊也、真行寺千佳子、筒井和義、赤坂甲治、中村正久、竹井祥郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 令和8年9月4日 一部改正

5 前項の改正は、令和 10 年 8 月 1 日から施行する。

6 改正後第 7 条に規定する最初の代議員選挙は、令和 10 年 7 月に実施する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、理事会の決議により別に実施時期を定めることができる。

7 前項の代議員選挙の実施に必要な手続は、第 5 項の施行日前に行うことができる。